

高知県医師会裁定委員会会則

- 第1条 本規程は定款第37条の規程により之を設ける。
- 第2条 本委員会は会員の制裁、会員と診療委嘱者との紛議の調停、会員の身分並びに業務についての審議等にして、各郡市医師会の裁定に不服の申立があったものに限り之を行う。
但し会員にして本会の定款若しくは決議に違反し、又は会員たるの名誉を毀損したと認めるものに対しては、郡市医師会裁定委員会の裁定をまたず、本委員会に附することができる。
- 第3条 本委員会は郡市医師会相互間に紛議を生じ、当事者より調停を依頼され若しくは両者間で解決しがたいと認められたるときは調停を行うことができる。
- 第4条 本委員会に委員長1人、副委員長1人を置く、委員長及び副委員長の選挙は委員の互選による。
- 第5条 委員長は委員会の議事を整理し秩序を保持する、副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは其の職務を代理する。
- 第6条 本委員会は委員3分の2以上出席しなければ議事を開くことが出来ない。その決議は出席者の4分の3以上の多数を以ってしなければこれをすることが出来ない、可否同数の場合は改めて全員の出席を求めて裁決を行う、委員であつてやむを得ない事由により出席できない者は出席委員に委任して決議の数に加わらなければならない。
- 第7条 郡市医師会の裁定に不服がある者が本会の裁定を申請しようとするときはこれが裁定の写を附し提訴理由及び立証を具える訴状並にその副本1通を作りこれに署名して会長に提出しなければならない。
但し郡市医師会の裁定があつた時より30日以内でなければ其申請を受理しないものとする。
- 第8条 郡市医師会における会員の戒告、又は除名、裁定に関しても前条但書に準じ裁定の日より30日を経過して本会に申立がない場合は本会の裁定委員会の決議を経ないでその裁定とし、本会においても之を戒告、又は除名するものとする。
- 第9条 会長は訴状を受理したときはその日より10日以内に当該郡市医師会に対し理由を具して裁定の決定にいたる迄、その裁決の執行の延期を通告しなければならない。
- 第10条 会長は訴状を委員会に付託し訴状の副本1通と争訟を提起された郡市医師会に送付し期日を定めて答弁書を提出させる。
- 第11条 裁定の付託があつた場合その案件が裁定の請求をする事が出来ないもの又は裁定の請求が所定の手続に違反したものであるならば委員会の決定をもってその却下を会長に具申することができる。
- 第12条 委員会は訴状答弁書によって審査するものとする。
但し裁定する日までに答弁書が提出されなかつたときは訴状だけで審査することが出来る。
- 第13条 委員長は裁定に當つて必要があると認めるときは会長を経由して争訟を提起した会員及び裁定を下した郡市医師会会長を委員会に招致し事情を聴取することが出来る。
- 第14条 本会の裁定と当該郡市医師会との裁定内容が相違する場合は両者の合同審査会を設置しこれの決定を行う。
- 第15条 合同審査会は本会々長並びに両者の裁定委員会委員長をもって構成する。
- 第16条 合同審査会の議長は本会々長がこれに當る。
- 第17条 合同審査会の決定は文書を以て提訴した会員及び当該医師会に通告する。
- 第18条 各郡市医師会相互間の紛議について本会の調停斡旋を請求しようとする場合当該郡市医師会は左の事項を明かにし文書を以て会長に申出るものとする。
1. 斡旋請求者の名称及び代表者
 2. 相手方たる当事者の名称及び代表者
 3. 紛争の内容
 4. 紛争の経過報告
 5. 年 月 日
- 第19条 当事者の一方より調停斡旋の請求があつたときは会長は直ちに他の当事者に通知しなければならない。
- 第20条 会長は調停斡旋の依頼をうけたときは直ちにこれを委員会に付託しなければならない。
- 第21条 斡旋に関する委員会の議事を開始しようとするときは会長を経由して議事開始の日より7日前に当事者双方にこれを通知しなければならない。
- 第22条 委員会の議事はこれを公開しない。
- 第23条 委員長は議事の決定があつたときは議事の経過及び議決の理由を具し文書を以て会長にこれを報告しなければならない。
- 第24条 会長は委員長より報告があつたときこれを理事会に諮つてその取扱いを速やかに決定しなければならない。
- 第25条 本委員会の事務は事務局をして当らしめるものとする。
- 附則
- 1 平成25年6月29日 一部改正
 - 2 本会則は平成25年6月29日から施行する。